

平成25年11月22日

於：国土交通省中央合同庁舎3号館11階特別会議室

交通政策審議会海事分科会

第48回船員部会

議事録

目 次

1. 開 会	1
2. 議 事	
議題 1. 船員に関する特定最低賃金の改正について	1
議題 2. 船員派遣事業の許可について	3
3. 閉 会	4

【 出席者 】

(委員及び臨時委員)

公益代表 落合委員、竹内委員、河野委員、今津委員、久宗委員

労働者代表 池谷委員、高橋委員、立川委員、平岡委員

使用者代表 鈴木委員、長岡委員

(事務局)

国土交通省 竹田審議官

船 員 政 策 課 多門船員政策課長、古坂雇用対策室長、松澤安全衛生室長、
春名国際業務調整官、田中総括補佐

海 技 課 山崎企画調整官

開 会

【松澤安全衛生室長】 それでは皆様おそろいですので、ただ今から、交通政策審議会海事分科会第48回船員部会を開催させていただきます。

本日、事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の松澤でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員17名中11名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

最初に配布資料の確認をさせていただきます。資料番号は、縦置きの資料は右上に、横置きの資料は左上に記載してございます。

資料1といたしまして、「船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業最低賃金、漁業（遠洋まぐろ）最低賃金及び漁業（大型いか釣り）最低賃金）の改正について」が1枚でございます。また、資料1の参考といたしまして、「船員に関する特定最低賃金公示等」が10枚ございます。

次に、資料2といたしまして、「交通政策審議会への諮問について、諮問第187号「船員派遣事業の許可について」」が2枚、その参考資料としまして、資料2-1が表紙を含め3枚、これは委員限りの資料でございます。資料は行き届いておりますでしょうか。

以上で、資料の確認を終わらせていただきます。

それでは議事に入りたいと思います。落合部会長、司会進行をお願いいたします。

1. 船員に関する特定最低賃金の改正について

【落合部会長】 それでは早速議事に入りたいと思います。まず議題1「船員に関する特定最低賃金の改正について」でありますけれども、順番としては、まず全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会及び海上旅客運送業最低賃金専門部会につきまして、ご報告をお願いしたいと思いますが、両専門部会の部会長を務められました今津委員からご報告をお願いいたします。

【今津臨時委員】 それでは、全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会及び海上旅客運送業最低賃金専門部会における調査・審議の結果について、資料1の参考の10ページ、「最低賃金の審議について」に基づき、ご報告させていただきます。

まず、全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会についてですが、9月10日及び11月12日の2回にわたり調査・審議を行いました。その結果、専門部会として、全国内航鋼船運航業最低賃金については、資料1の1. のとおり、「適用する船員に係る最低賃金額の職員24万1,400円を24万2,350円に、ただし書の職員22万4,950円を22万5,900円に、部員18万2,850円を18万3,750円に、ただし書の海上経歴3年未満の部員17万3,700円を17万4,450円に、それぞれ改正することが適当である。」との結論に至りました。

なお、結論の取りまとめに当たり、労働者側委員より、「航海士、機関士が乗り組んでいない船舶の船長、機関長の賃金については、その職責を考慮して、最低賃金額を上回るよう引き続き行政指導されたい。」との意見が出されたことから、要望事項として付記しております。

次に、海上旅客運送業最低賃金専門部会についてですが、9月11日及び11月13日の2回にわたり調査・審議を行いました。その結果、専門部会として、海上旅客運送業最低賃金については、資料1の2. のとおり、「適用する船員に係る最低賃金額の職員23万8,300円を23万9,250円に、事務部職員18万4,200円を18万5,150円に、部員17万7,500円を17万8,250円に、それぞれ改正することが適当である。」と、資料1に記載したとおりの結論に至りました。

全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会及び海上旅客運送業最低賃金専門部会にかかわる調査・審議結果についての報告は以上でございます。

【落合部会長】 ありがとうございます。

続きまして漁業（遠洋まぐろ）最低賃金専門部会、それから漁業（大型いか釣り）最低賃金専門部会につきまして、ご報告をお願いしようと思いますが、両専門部会の部会長を務められた野川委員が、本日所用により欠席ということですので、両専門部会に公益委員としてご出席をいただきました久宗委員からご報告をお願いいたします。

【久宗臨時委員】 それでは、漁業（遠洋まぐろ）最低賃金専門部会及び漁業（大型いか釣り）最低賃金専門部会における調査・審議の経過及び結果について報告いたします。

まず、漁業（遠洋まぐろ）最低賃金専門部会についてですが、9月13日、9月30日及び11月11日の3回にわたり調査・審議を行いました。

その結果、専門部会として、漁業（遠洋まぐろ）最低賃金については、資料1の4ページ、3. のとおり、「適用する船員に係る最低賃金額19万2,700円を19万9,000円に改正することが適当である。」との結論に至りました。

次に、漁業（大型いか釣り）最低賃金専門部会についてですが、9月12日及び19日の2回にわたり調査・審議を行いました。

その結果、専門部会として、漁業（大型いか釣り）最低賃金については、資料1の6ページ、4. のとおり、「適用する船員に係る最低賃金額19万6,800円を20万3,100円に改正することが適当である。」との結論に至りました。

漁業（遠洋まぐろ）最低賃金専門部会及び漁業（大型いか釣り）最低賃金専門部会の調査・審議結果についての報告は以上です。

【落合部会長】 ありがとうございました。

両委員によるご報告につきまして、質問等がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、船員に関する特定最低賃金、全国内航鋼船運航業最低賃金、それから海上旅客運送業最低賃金、漁業は2つありまして、遠洋まぐろと大型いか釣りの最低賃金の改正につきましては、資料1の案のとおりを本部会の結論といたしまして、海事分科会長のほうに報告するという取り扱いにしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【落合部会長】 それでは、そのようにさせていただきます。

2. 船員派遣事業の許可について

【落合部会長】 続きまして、議題2に移りたいと思います。船員派遣事業の許可についてでありますけれども、これはいつものとおり、個別事業者の許可に関する事項ということで、公開することで当事者等の利益を害する恐れがあるということになりますので、船員部会運営規則11条ただし書によりまして、審議を非公開とすることにしております。

マスコミ関係の方をはじめ、関係者以外の方はご退席をお願いいたします。

（関係者以外退席）

閉 会

【落合部会長】 本日予定しました議事は全て終了ということになるんですけども、この際何かご発言があればと思いますが、いかがでしょうか。

【立川臨時委員】 船員部会での論議に直接当たるかどうかちょっとわかりませんが、独立行政法人改革の話が、この9月ごろから始められているということで、民主党政権時代をはじめ、従前から海技教育機構、航海訓練所等が対象になってきているわけですが、民主党政権の中でのものは一応凍結となっておりますけれども、それがまたこの9月ごろから進んできているという状況にあらうかと思います。この会議には国土交通省も参加されておるのではないかと思いますので、進行具合、ないしは今後の見通しについてお話というか、情報として提供ができる部分がありましたらご紹介願いたいと思います。

【落合部会長】 それでは、独法に関する議論の現状ということで、事務局からお願いします。

【山崎企画調整官】 海技課の山崎と申します。私からこれまでの経緯を含めて簡単にご説明したいと思います。

今お話がございましたように、平成24年1月に独立行政法人制度及び組織の見直しの基本方針において、航海訓練所及び海技教育機構につきましては、両法人を統合し、人材育成型の成果・目標達成法人とするということと、海運業界をはじめとする関係者の受益者負担について、そのあり方を整理し、人的・物的協力を含む適切な負担の拡大を図っていくという形で閣議決定がなされたところですが、ご指摘のとおり平成25年4月に凍結されております。

今般、9月に、政府で独立行政法人改革等に関する分科会が設けられ、船員2独法につきましては、その下の第3ワーキンググループで議論を進めているところでございます。10月17日に第1回のワーキングがございまして、指摘事項としましては、受益者負担の拡大と両法人の組織のあり方がございました。

そして11月12日、再ヒアリングが必要な法人ということで、船員2独法がヒアリングを受けることになり、そこにおいても、引き続き両法人の組織のあり方について議論がございました。

一方、自民党の行革本部のヒアリングは11月11日に開かれまして、そこでも同様に統合の議論がございました。今後、どのような改革・合理化があり得るのか

については、省内、政府内で引き続き協議中でございます。今後の見通しにつきましても、公となったスケジュールがございませんので、それにつきましてはこちらの方ではお答えできかねるものでございます。

以上です。

【落合部会長】 立川委員、いかがですか。

【立川臨時委員】 この2つの独立行政法人につきましては、船員の確保・育成に非常に重要な位置づけ、船員の教育機関、座学、実務、実乗船研修というか、実習を含めて重要な機関でございます。船員の確保・育成というのは海洋基本法の中でもうたわれていますし、海上運送法の中での日本籍船、日本人船員の確保・育成に関する基本方針等にも定められて、政府、行政機関として、船員の確保・育成というところをこれから大いに進めていこうというところでございます。

そういう中で、両法人を統合するという方向ですけれども、その機能を縮小されることなく、国土交通省としても、今後の船員の確保・育成政策に資するような形での対応をぜひ図っていただきたいです。先般、海事振興連盟の総会の中では海事局長が、船員の養成機関、海技教育機構ですか、海上技術学校ないしは短大の定員を380ということでもとに戻しますというような発言もある中で、規模・機能が縮小されないように、これから船員の確保・育成は非常に重要です。船員不足が予想される中ですから、拡大の方向があっても縮小の方向にならないように、国土交通省でも対応していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【落合部会長】 本件について、ほかに何かご発言ありますでしょうか。

それでは、ほかに何かございますか。

【松澤安全衛生室長】 船員政策課の松澤と申します。

前回、10月25日に開催されました第47回船員部会におきまして、高橋委員からご質問がございましたので、それに対してお答えしたいと思います。前回のご質問におきましては、最低賃金額が決定されていない業種についての考え方はどうかというご趣旨かと思っておりますので、一括してお答えいたしたいと思っております。

まず、最低賃金法第35条第3項におきましては、国土交通大臣は、必要があると認めるときは「交通政策審議会等の調査・審議を求め、その意見を聴いて、船員に適用される特定最低賃金の決定をする」とされております。そのため、現在、具体的な最低賃金が決定していない業種につきましては、新たに最低賃金額を決定す

際には、その実態等を把握する必要があるほか、交通政策審議会の委員でもある労使等関係者のご理解が重要と考えております。そのため、当局から勉強会の開催に向けまして、使用者側の関係団体と調整を行った結果、近海かつお・まぐろ漁業に係る官労使の勉強会を開催する方向となりましたので、ご報告いたします。

なお、中型いか釣り漁業につきましては、現在のところ勉強会についてご理解をいただけておりませんので、その開催について引き続き調整を行っていくこととしております。

以上でございます。

【落合部会長】 高橋委員、いかがでしょうか。

【高橋臨時委員】 近海まぐろについて、いろいろとどうもありがとうございました。ただ、この近海まぐろが開催することに決まったということなのですが、具体的にいつの時期から、どのような回数で開催していくのか。前回もこのような回答をいただいて、1年も2年もないがしろという実態もありますので、具体的に答えられるのであればお答えいただきたい。

また、あわせて中型いか釣りについては、業界のほうでかなり非協力的な部分もあるというようなこともちらほら耳に入ってきます。やはり労働保護という観点から言うと、中型いかのみならず、全ての漁業種に最低賃金を設定しなければならないと思います。なお一層、中型いか釣り、それからその他の漁業種についても幅広く最低賃金の設定を求めていきたいと思っております。特に陸上のほとんどの業種、最低賃金の設定がなされております。ところが、不幸なことに海上部門については、従来から言っているとおり4業種、全体の3割5分から4割程度の漁船しか網羅されていない。残りの皆さんは最低賃金という制度が一切ない、保護されないような状態の中で労働していることとなります。これでは漁業先進国と言われる日本がこの様な状況では非常にまずいのではないかと思います。あわせて中型いか釣りの問題についてはきちんと対応していただきたいと思っております。前段の近海まぐろの件について、今日お答えできるのであれば回答をいただければありがたいと思います。

【落合部会長】 では、事務局のほうで。

【松澤安全衛生室長】 ただいまご質問がございました近海かつお・まぐろ漁業に関する勉強会の開催時期等でございますが、今後、この勉強会にご出席いただく海

員組合、あるいは関係団体とも調整いたしまして、時期については決めていきたいと思いますが、当方の予定としましては、12月は漁業関係の方々が海外への出張等が予定されているとお聞きしておりますので、できれば年明け1月ごろに第1回の勉強会を開催できればと思っております。また、構成メンバーにつきましても、それぞれの関係団体とご調整いたしまして、今後、内容について個別にご相談させていただければと思っております。

以上でございます。

【落合部会長】 ほかに何かご発言ありますか。

はい、どうぞ。

【長岡臨時委員】 長岡でございます。

今のお話につきまして、若干コメントさせていただきたいと思っております。高橋委員のほうがよくご存じのとおり、昨今、漁業界につきましては、特に最近につきましては、大ざっぱな話になりますが、燃油の高騰に対して、アベノミクスではないのですけれども、魚価、魚の値段がなかなか上がってこないということで、経営環境については大変厳しい状況でございます。その辺は高橋委員もよくご存じのことだとは思いますが、そういった中にありまして、最低賃金制度の必要性、または地域別最賃の存在につきましては、今お話のありました中型いかの業界についても意義については理解している、必要性についても理解している。ただし、今お話ししましたように、現在の経営環境の問題、各業界内部の事業主同士の合意形成がなかなか難しい、そういう話題を上げること自体なかなか難しいというような状況もございまして、今回は参加というふうには至らなかったわけですが、近海かつおの勉強会につきましては、私ども大日本水産会としても参加させていただきたいとおりますし、今後も引き続き、中型いかに対してはいろいろアプローチをさせていただいて、いずれという形にしたいと思っております。

【落合部会長】 高橋委員、どうぞ。

【高橋臨時委員】 共通の理解を得るということで発言をさせていただきますけれども、現在、漁業に限らず、海上部門というのは後継者確保・育成に非常に苦慮している状況でございます。陸上産業も、全ての産業が人材豊富ということではないでしょうけれども、そういうながらも、下支えの労働者保護がきちんとなされているという理解でおります。最低賃金が全てとは言いませんけれども、保護する観点

から言うと、1つの方策としては、当然、最低賃金が設定されていると理解しております。

片や漁業部門を見ると、4業種のみで最低賃金が設定され、それ以外のものについては最低賃金すら全くないという中で、新規に入ってこられる後継者の皆さん、それから他業種、ほかの業界である程度仕事をして新規参入してこられる皆さん、この皆さんの下支えをする基準がないという状況になっています。

やはりこれでは、将来ある漁業を構築することは非常に難しい状態になってくる。片や、後継者確保・育成と叫んでいながら、何ら手厚い保護もしていないという状態にありますので、その辺も、きちんとした形の中で設定せざるを得ないだろうというような認識でおりますので、その節には、長岡委員にも協力を得ながらそういうものをつくっていきたいと思っております。意見として申し上げます。

以上です。

【落合部会長】 この件につきまして、ほかにご発言はありますか。

それでは、別のテーマで何かご発言があればと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、次回の部会の開催日程等につきまして、事務局からお願いいたします。

【松澤安全衛生室長】 次回の部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りいたしました上で、改めてご連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【落合部会長】 そういたしますと、この48回の船員部会、予定どおりに全て終了ということでございますので、これでお開きにしたいと思います。

お忙しいところ、どうもありがとうございました。

— 了 —